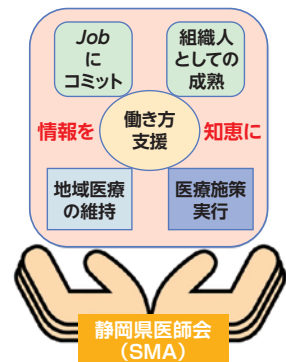


勤務医委員会 NEWS (静岡県医師会)

Vol. 15 (2021年7月号)

皆さま、こんにちは。東京オリンピックの開催が予定されている現況下、観客数の制限をどうするのか未だ流動的な印象を受けますが、われわれ医療関係者の立場で言えば、ワクチン接種率の増加に努めるしかない感があります。

勤務医関連のニュースとしては、2021年5月21日に参議院を通過し可決された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が気になるところですが、医師の働き方改革に向けて2024年4月へのカウントダウンが始まったとも言えそうです。



〔「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」について〕

行政が提案する最近の法律は、いくつかの要件事項を合わせて一気に通していこうとするものが多いですが、結果的に、法律の名称がとても長いものになる傾向があります。本法は5月21日に成立しましたが、その概要は次ページで示すように、「医師の働き方改革」、「各医療関係職種専門性の活用」、「地域の実情に応じた医療提供体制の確保」、「その他」で構成されています。われわれにとって最大の関心事は、「長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等」についてですが、本法律の成立によって、医師の労働時間管理をこれまで以上に客観的に行うとともに、施設内での自己研鑽と労働との明確な住み分けを図り、宿日直時間の細分化なども進めていかなければなりません。

「医師は聖職であり労働者ではない」とする発言が過去にはあったように思いますが、現在そのような主張は通らない状況にあり、適切な労働時間の管理とともに、医師の健康確保に向けた配慮を行うべきと考えます。そもそも、医師の労働時間を客観的に計測している施設ばかりではありません。2019年度の日本病院会による「勤務医不足と医師の働き方に関するアンケート調査」(https://www.hospital.or.jp/pdf/06_20191126_01.pdf)では、医師の労働時間管理を出勤簿対応している施設が54.8%、自己申告が35.8%、ICカード等IT活用が28.1%、タイムカード管理が24.4%であるという報告がなされています(重複回答あり)。なお、タイムカードやICカード等が使用されている施設においても、「すべての医師について記録・確認ができています」と回答した施設は49.5%に過ぎません。また、自己申告で対応している医療機関においては、自己申告と労働実態の乖離が33.8%あるとされ、そのうち44.9%には具体的な対応策が取られていません。

そのほか、2024年4月以降に年間の時間外労働が960時間以上・1860時間未満となる医師を抱える医療機関では、労働時間短縮計画の作成とともに、医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価に向けて、管理職向けマネジメント研修や部門長向け労務管理研修などを実施しつつ、月の時間外労働が100時間を超える医師に対しては、産業医または指導

医による個人面接も行っていかなければなりません。正直、医師の働き方改革に逆行しているのではないかといった意見も出てきそうですが、これまで正確に管理されていなかった医師の労働時間に対して、遅ればせながらメスが入ったとも言えます。

先日（6月23日）のMEDIFAXの記事によれば、「医療機関勤務環境評価センター」に関しては、日本医師会内の「医師の働き方検討委員会」が運営面での準備事務局となり具体的な運用手法を検討するとのことですが、静岡県医師会にも何らかの役割が与えられるものと考えます。いずれにせよ、同記事に記載があったように、宿日直許可の問題を含め、県医師会と県労働局間の意思疎通を良好にしていくことが期待されています。静岡県では健康福祉部地域医療課を事務局としつつ、「医療勤務環境改善支援センター」事業が静岡県病院協会に委託されていますが、運営協議会には病院協会会長のほか私（県医師会副会長）もコアメンバーとして参加していますので、今後、県内の医療機関および勤務医の方々のために尽力していくつもりです。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

<Ⅱ. 各医療関係職種専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け（医療法）【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）【令和3年4月1日等施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携（医療法）【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

（静岡県医師バンク事業の活動報告とアンケート調査依頼）

2021年1月28日にリリースされた静岡県医師バンク事業ですが、全国的には極めて遅い開設であったものの、ここにきて少しずつではありますが、一定の手ごたえと今後の発展の可能性を感じています。実際、当初は、ウェブサイトを示される求人件数の確保が最重要であると考え、静岡県病院協会にも十分な周知を図りながら、県内に170施設ほどある病院の中で、50数施設からの求人情報の入力をいただきました。私自身、各病院のホームページを全て見て採用情報欄などを確認しましたが、実際には100を超える病院において求人情報が掲載されており、現場の事務担当者にも更なる作業負担を強いることの限界も感じました。また、求人情報の内容は経時的に変化するものであり、自院のホームページ管

理で担当者が手一杯であるという状況も理解できます。

一方、求職者の登録に関しては、全国の他の医師バンクとは異なり極めて簡便な入力対応としているものの、県外の医師に如何に情報提供していくかが最大の問題であることを実感しています。そのような状況下、医師バンクに関しては歴史のある「日本医師会女性医師バンク」の関係者と意見交換を行い、全国の公立・公的医師バンクとのネットワーク事業（現時点ではモデル事業）の存在を知り、そこに急遽参加させていただくこととなりました。具体的には、日本医師会女性医師バンクを含め、他県の医師バンクに登録している医師の中で、静岡県での就職を考えている医師をご紹介いただくというものです。当然、逆に、静岡県にいる医師の中で県外での就職を考えている医師には、その都道府県の公立・公的医師バンクを紹介するということになります。なお、求職者（医師）にしてみると、複数の医師バンクに登録するという事務的作業は減らしたいでしょうから、将来的には、登録情報の標準化や共有化などが望まれますが、現状ではアナログでの対応を含め少しずつ運用しているところです。

前述したように静岡県外の関係者と意見交換を行うことで、静岡県医師バンクの存在が少しずつ知られてきたのか、ウェブ登録がなされていないままマッチングが叶ったという事例も出てきています。とにかく、色々と試行錯誤しながら、今後も静岡県の医師確保に向けて本事業を推進していきます。なお、当初は勤務医の求人・求職を中心に事業展開してきましたが、最近は県外からの求職者に、静岡県での開業継承を望む先生や、老健・介護施設等での就職を希望する先生が少なからずいることにも気づきました。開業継承に関しては、継承を希望している現開業医の先生方にも微妙な思いや考えがあり、内々での対応・調整が必要な状況が少なくありません。静岡県医師会では、その種の個人情報等は一部の職員のみでの情報共有としており、決して外部へ漏れることがない対応をしています。この勤務医委員会NEWSの読者は勤務医が多いかと思われそうですが、お知り合いの先生に継承希望のある開業医の先生がおられましたら、是非ともご紹介いただければと思います。

◎ 静岡県医師バンク事業の一環として、県内の医師を対象に「医師のキャリア形成に関する意識・実態調査」をウェブサイト上で行っています。以下のQRコードからサイトにお入りいただき、ご入力（ご協力）いただくと助かります。なお、アンケートへの回答は5分前後で終了するものと思います。当然、個人情報の管理は適正に行いますので、よろしく願います。

URL: <https://enquete.cc/q/SDB2107>



（今年度の「Welcome Seminar in Shizuoka」の開催状況）

静岡県医師会では、前回の勤務医委員会NEWSでもご案内したように、県内の臨床研修医向けに「Welcome Seminar in Shizuoka」というイベントを毎年企画・開催しています。静岡県内には1学年250人ほどの臨床研修医がいるとされていますが、2020年度に変更された「医師臨床研修指導ガイドライン」に則って、臨床研修医に必須とされる教育プログラムの一部遂行を静岡県医師会が一元的に担うことを試みています。

本年度はこれまでに、第1回を5月22日（土）に開催し、「緩和ケア」をテーマに聖隷三方原病院副院長の森田達也先生、「社会復帰支援」をテーマに静岡県医療ソーシャルワーカー協会会長の中村敬氏にご講演いただきました。完全ウェブでの開催ではありましたが、受講者数が231人という熱心な参加状況のもと会を終えられました。また、第2回を

6月12日（土）に開催しましたが、「法律と倫理」をテーマに浜松医科大学医学部総合人間科学講座法学教授の大磯義一郎先生、「小児虐待」をテーマに特定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長の山田不二子先生にご講演をお願いし、受講者数も182人という参加状況にありました。

静岡県で臨床研修を行う若手医師の中には、このあと関東ほかで専門医研修等を行う者も少なからず出てくるでしょうが、静岡県が教育に熱心な県であること、そして静岡県医師会が勤務医に協力的であることを是非とも認識していただき、将来的に静岡県に戻って来てもらうことを期待しています。実は、先述した静岡県医師バンクのサイトには、静岡県に将来戻ってくる際の地域情報なども盛り込まれていますので、もし関心があれば一度ご覧いただければと思います。

なお、本セミナーは、次回を開催を7月17日（土）に予定しており、「ACP」をテーマに浜松医科大学地域家庭医療学講座特任教授の井上真智子先生、「感染症」をテーマに静岡県立静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生にご講演していただきます。臨床研修医の先生方だけでなく、本事業に関心のある指導医クラスの先生方にも随時応対できますので、ご希望があれば静岡県医師会事務局までお問い合わせください。

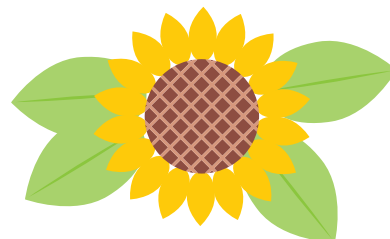
（静岡県医師会主催の研修会等の予定）

- ・2021年7月17日（土）「第3回Welcome Seminar in Shizuoka 2021」（於：Web）
- ・2021年7月18日（日）「産業医研修会（4単位）」（於：県医師会館）
- ・2021年8月22日（日）「産業医研修会（前期）」（於：県医師会館）
- ・2021年9月11日（土）「産業医研修会（実地）」（於：県医師会館）
- ・2021年9月18日（土）「静岡県感染症医療関係者研修会」（於：県医師会館）
- ・2021年9月26日（日）「産業医研修会（前期）」（於：県医師会館）
- ・2021年10月10日（日）「第27回静岡県の医療クランクを育てる会」
（於：県医師会館＋Web）
- ・2021年10月17日（日）「産業医研修会（3単位）」（於：県医師会館）
- ・2021年10月23日（土）「がん検診医師研修会」（於：県医師会館）
- ・2021年10月24日（日）「日医かかりつけ医機能研修制度 令和3年度第2回応用研修会」
（於：県医師会館＋Web）

なお、プログラム等の詳細は下記事務局までお問い合わせください。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりWebのみ開催や中止となる場合があります。

（文責：静岡県医師会副会長・勤務医委員会委員長 小林利彦）



*お問い合わせ先：静岡県医師会地域医療部事務局

電話：054-207-8582 E-mail：drsupport@jim.shizuoka.med.or.jp